

消費生活センターだより

第9号
平成27年6月

旭市消費生活センター 旭市二の5127（旭市青年の家1階） 電話 0479-63-7272

平成 26 年度消費者被害救済金額 3,484 万 4,294 円

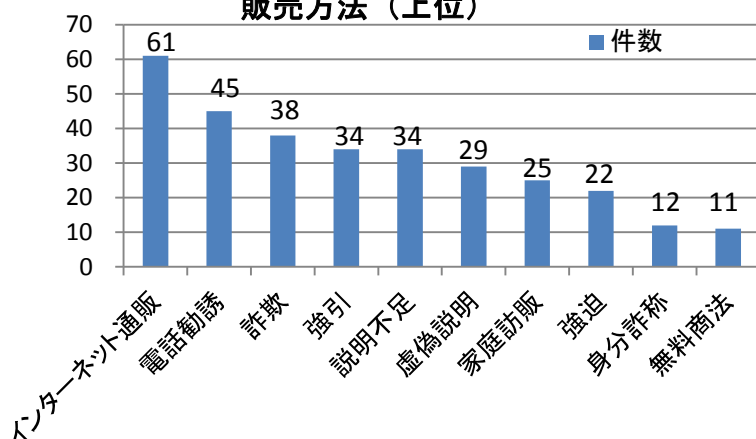
平成 26 年度に旭市消費生活センターで受け付けた新規相談件数は 422 件でした。この中で、消費生活センターが消費者への助言や事業者との交渉などを行ったことにより被害が救済された金額の総額は、3,484 万 4,294 円になりました。

相談受付件数

	23年度	24年度	25年度	26年度
新規受付	281件	347件	433件	422件
継続処理を含む延べ件数	571件	615件	711件	728件

1回の相談で解決しない場合は、継続して何度でも対応します。相談件数の約3割が継続案件となっています。

販売方法（上位）



●相談の多い販売方法はインターネット通販や電話勧誘で、金融商品やインターネット接続回線などの契約トラブルがありました。

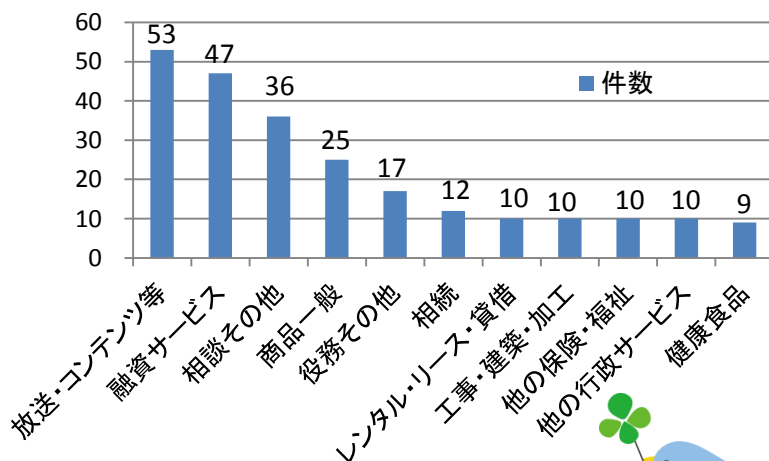
●「放送・コンテンツ等」は携帯電話のワンクリック請求やアダルトサイトの相談が含まれます。

●多重債務相談は51件ありました。

相談された方からの声をご紹介します

- ・助言を得て交渉したら業者の態度が一変し、解決できた。（請負契約）
- ・夜も眠れなかったが、相談に来て思いのほか良い解決ができてうれしい。（奨学金返済）
- ・家族より親身に対応してくれた。（自宅修繕工事）
- ・どこに相談したらよいか分からず、限界を感じていた。話を聞いてもらえてとても楽になった。（生活困窮）

商品・役務別相談件数（上位）



早めの相談が解決への近道です。心配なときはぜひお問い合わせください。

こんな相談がありました No.9 ～脱毛エステのトラブルに注意～



Q 2年前にインターネットで、全身脱毛エステを格安でしてくれる店を探し遠方の店へ出向いた。3か月に1回、上半身と下半身に分けて施術し、計12回、金額15万円を前金一括で支払った。施術5回目の頃、店が移転しスタッフがその都度代わり対応が悪く、いやな思いをした。9回目に店へ行くと店の看板が外されていて「今日はできない。今後別の店を紹介するハガキを送るので待ってほしい。」と言われた。しかし、2か月経っても届かない。電話もつながらなくなった。未施術分を返金してほしい。

格安料金で誘うエステの広告は増加傾向で、トラブルも発生しています。十分に比較、検討してから決めるようにしましょう。

無料体験などでも個室に案内され、「コース契約にすれば効果が上がる。今ならお得。」と誘い、長期で高額なお金を一括前金で請求される場合もあります。

長期の契約をした場合のリスクは、業者の突然の移転や倒産で連絡が取れなくなるなどが考えられます。連絡がつかない場合は残念ながら返金を求めることは困難です。

業者の倒産が確認できた場合は、業者あてに、施術を希望すること、不可能であれば契約を解除して未施術分の料金を希望する旨の書面を送付します。破産手続開始決定後は、破産債権として裁判所に届け出して配当を待つことになりますが、返金はわずかな額しか期待できません。

今回のように前金で支払う場合は特に契約書を確認しましょう。契約内容が違うと気づいたら、契約書面を受け取ってから8日間はクーリング・オフができます。また、それ以後でも店が移転して通えなくなるなど、自己都合でも中途解約ができます。（ただし、契約期間、契約金額などの条件があります。）

心配なときは早めに消費生活センターにご相談ください。

美容医療サービスもトラブルが増加していますが、クーリング・オフや中途解約はできません。後遺症や合併症が起こることもあります。ご注意ください。

A



消費生活相談・多重債務相談

場所：旭市消費生活センター
（旭市青年の家1階）

受付：月曜日～金曜日（平日）
午前9時～午後4時

電話：62-8019・63-7272

出張消費生活センター

7月11日（土） 午前10時～午後4時
会場：ショッピングセンターサンモール

2階特設ブース

予約は不要です。直接会場にお越しください。